

第十八号議案

江戸川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「六十六万円」を「六十八万円」に改め、同項第二号中「六十三万円」を「六十六万円」に改め、同条第二項第一号中「三十四万四千元」を「三十一万五千元」に改め、同項第二号中「三十一万千元」を「三十万五千元」に改め、同条第三項中「十二万九千八百円」を「十五万八千円」に改める。
第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

特別区の平均との較差を踏まえ、監査委員の給料及び報酬の月額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。